

消食表第 103 号

令和 5 年 3 月 9 日

国税庁課税部酒税課長 殿

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長 殿

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長

（ 公 印 省 略 ）

「食品表示基準Q&A」の一部改正について

食物アレルギーの義務表示対象品目として「くるみ」を追加するほか、遺伝子組換え表示制度に係る改正などを主な内容とする、食品表示基準の一部を改正する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 15 号）が本日、公布されました。

上記改正に係る事項のほか、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の解釈を明確にすべきと判断した事項等について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準Q&A（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 140 号）」を一部改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。